

基本目標 2 自分らしい生活ができる環境整備の推進

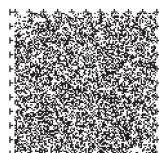


自分らしい生活ができる環境整備

施策⑦ 社会参加の保障・充実

施策⑧ 多様な活動の場の提供

施策⑨ 多様な就労ニーズに応じた就労支援の充実



現状と課題

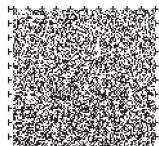
全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要です。令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」では、関連施策の実施等が地方公共団体の責務とされました。また、令和4年度に実施した障害者計画策定に関する調査結果では、多くの方が、情報発信や情報取得に当たりパソコンやスマートフォンが適していると回答しており、ICT * 機器やオンラインの活用が進んでいます。

区では、各種計画等を中心とした印刷物における音声コード活用の推進や、窓口等におけるタブレット端末の活用による意思疎通支援の充実を図るなど、ICT の活用に取り組むとともに、手話通訳者の養成や点訳・音訳サービスの推進などにも継続して取り組んでいます。今後も ICT の活用については最新の情報を注視しながら、情報取得・意思疎通に関して高い効果が見込まれる場合には積極的な活用を図っていくとともに、ICT によらない多様な支援についても引き続き推進していく必要があります。

また、障害のある人の円滑な情報取得・意思疎通を実現していくためには、地域の理解促進が必要不可欠です。令和4年には、東京都において手話に対する理解の促進及び手話の普及等を目的とした「手話言語条例」が施行されましたが、このような動きを踏まえ、区においても障害のある人の情報取得・意思疎通に関する周知啓発等の強化が求められています。

施策の方向性

- 障害のある人が、必要な情報が得られず社会参加や社会活動に支障をきたすことがないように、ICT の活用をはじめとして、障害の特性に応じた多様な方法による情報提供を一層充実させます。
- 意思疎通支援については、ICT 活用の推進や、支援者の養成及び活動支援に取り組み、障害特性に応じた支援の充実を図ります。
- 情報保障・意思疎通に関する地域の理解促進を目的として、区における手話言語等の意思疎通に関する条例制定に向けた検討・準備を進めていきます。



主な取組

取組 20 ➔ 誰もが必要な情報を取得できる環境づくり

区からの情報発信や発行物等において、誰もが必要な情報を取得できる環境づくりを推進します。

⑯ 区の発行物における情報保障の実施割合の向上

区の大量発送郵便物等における、デイジー・ユニボイス等による情報保障の実施割合の向上を図ります。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
⑯ 区の発行物における情報保障の実施割合の向上 (障害施策推進課)	5%	30%

⑰ 区の発行物における情報提供手段の充実

区からの発行物において、障害種別に関わらず情報が提供されるよう、各所管への周知を引き続き実施します。

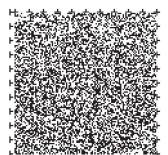
⑱ だれもが投票しやすい環境づくりの推進

投票所への入場整理券等を送付する封筒に音声コードを活用するとともに、選挙公報の内容を掲載した「音声版選挙のお知らせ」を発行します。

⑲ 図書館における障害者サービスの充実

対面朗読、録音図書の作成、点訳サービス、点字図書の作成等により障害者サービスを充実します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑰ 区の発行物における情報提供手段の充実(障害施策推進課・障害者支援課・広報課)	実施		
⑲ だれもが投票しやすい環境づくりの推進(選挙管理委員会)	実施		
⑲ 図書館における障害者サービスの充実(八雲中央図書館)	実施		



取組 21 障害特性に応じた意思疎通支援の充実

ICT 活用の推進や、支援者の養成及び活動支援に取り組み、障害特性に応じた意思疎通支援の充実を図っていきます。

④ ICTを活用した意思疎通支援手段の充実

電話リレーサービス * 等に関する周知により、ICTを活用した意思疎通支援手段を充実させます。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
④ ICTを活用した意思疎通支援手段の充実(障害者支援課)	実施		↗

④ 手話奉仕員養成研修事業の充実

手話通訳養成講座の受講者数の増加に向けて、手話奉仕員養成研修事業を充実させます。

④ 失語症パートナーの養成・活動支援

失語症パートナーの養成・活動支援に取り組み、失語症パートナー養成講座の受講者数を増加させます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
④ 手話奉仕員養成研修事業の充実(障害者支援課)	79人	110人
④ 失語症パートナーの養成・活動支援(障害者支援課)	11人	延べ100人

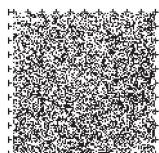
取組 22 情報保障・意思疎通に関する理解促進

情報保障や意思疎通に関する区としての理念等を示し、地域の理解促進を図っていくとともに、情報保障・意思疎通に関する多様な支援手段の利用促進等の取組を進めます。

④ 手話言語等の意思疎通に関する条例（仮）制定に向けた取組

手話を必要とする人等の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会や、障害のある人の多様な意思疎通の実現を目指し、情報保障や意思疎通に関する条例制定に向けた検討を進めます。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
④ 手話言語等の意思疎通に関する条例(仮)制定に向けた取組(障害者支援課)	準備	↗	実施



コラム5　さまざまな意思疎通支援

意思疎通支援とは、聴覚、視覚、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通が困難な人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ることをいいます。

区では意思疎通支援の充実を図るため、電話リレーサービスの説明会の開催や、手話通訳者の養成と派遣事業、失語症（脳卒中や事故の後遺症で起こる「話す、書く、聞く、読む」が難しくなる言葉の障害）のある人の意思疎通支援者の養成を行っています。

手話通訳者の養成講座 ▶



手話通訳者や失語症意思疎通支援者の養成は、当事者とのコミュニケーションを実際にを行う中で、技術や技能習得をしていきます。

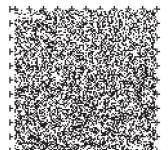
◀ 手話劇の様子



こうした講座等を通じて、一人でも多くのかたに障害をご理解いただき、支え合いや助け合いの輪を広げていくことで、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら活き活きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指していきます。

手話通訳養成講座は3月に、失語症会話パートナー養成講座は9月に目黒区公式ウェブサイトやめぐろ区報にて参加募集を行います。

皆様のご参加をお待ちしています。



現状と課題

障害のある人が地域において豊かで充実した生活を送る上で、余暇活動やスポーツ活動、芸術文化活動など多様な活動を楽しむことができる環境整備が重要です。

区では、障害のある人の余暇活動の支援や、区立障害福祉施設におけるサービスの提供時間終了後の活動の場の確保等に取り組んでいます。また、民間事業所が行う余暇活動の場には、毎回多くのかたが参加していることなどから、余暇等における活動ニーズの高さがうかがえ、更なる活動の場の確保・充実が求められています。

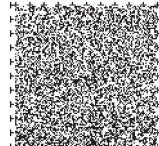
障害のある人のスポーツ活動への参加は、生活を健康的で豊かにするとともに、社会参加の一歩となる重要な機会となります。区では「スポーツ基本法（平成23年施行）」に基づき、平成28年3月に「目黒区スポーツ推進計画」を策定し、障害の特性に配慮したスポーツ事業を開催するなど、障害のある人がスポーツに親しむ機会の充実を図っています。引き続き、障害者スポーツへの理解を深め、実践していくことで、障害のある人が安心してスポーツ活動に参加できる環境整備を進めていく必要があります。

障害のある人にとって、言葉にすることが難しい感情や状況をアートを通じて表現し、発表することができる場や芸術文化を鑑賞する機会の確保は、心にゆとりや豊かさをもたらすとともに、障害の有無にかかわらず相互に理解と交流を進めていくために重要です。区では、「障がい者アート展」の開催などにより、障害のある人の芸術文化活動を推進しています。今後も活動の裾野をより広げていくため、芸術文化活動への参加機会等の更なる充実を図っていく必要があります。

また、障害のある人が自主的に社会に参加し、より豊かな生活を送るための力を身につけることができるよう、学習機会を提供しています。障害がある人がより主体的に学習に参加できるよう、参加者に応じた学習方法の工夫を重ねていく必要があります。

施策の方向性

- 余暇等における活動の場の確保・充実を図っていくため、余暇活動事業を実施する団体の増加に向けた取組や、日中一時支援の利用を希望する人を受け入れる体制の確保を図ります。また、医療的ケアが必要な児童を対象としたイベントを実施します。
- 障害のある人のスポーツ活動への参加を促進していくため、障害のある人が身近な地域でスポーツ活動を安心して継続できる機会の充実に取り組みます。
- 障害のある人が芸術文化活動に参加する機会や鑑賞する機会の充実を図っていきます。また、障害のある人が制作した作品を、より多くの方に鑑賞していただけるよう取り組みます。
- 学習機会の提供にあたっては、学習方法を工夫し、より効果的な取組としていきます。



主な取組

取組 23 ➔ 余暇等における活動の場の確保・充実

障害のある人の余暇活動を支援する団体の増加に向けた取組や、日中一時支援についてニーズに応じた体制の確保を図ります。また、碑文谷公園ポニー園において、医療的ケアが必要な児童を対象としたイベントを実施します。

④④ 日中一時支援の実施

区立障害福祉施設（3か所）において日中一時支援を実施し、障害のある人の通所終了後の日中活動の場を確保するとともに、共働きやひとり親等の障害者世帯の就労を支援します。

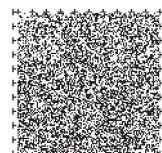
④⑤ 余暇活動の充実

余暇活動を支援する団体の増加に向けた取組を検討して実施します。

④⑥ 碑文谷公園ポニー園での乗馬体験イベントの実施

医療的ケアが必要な児童を対象に、1年に4回程度開催します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
④④ 日中一時支援の実施(障害施策推進課)	実施		
④⑤ 余暇活動の充実(障害施策推進課)	検討	実施	
④⑥ 碑文谷公園ポニー園での乗馬体験イベントの実施 (道路公園課)	新規実施	実施	



取組 24 障害者スポーツの推進

障害のある人が身近な地域でスポーツ活動を継続して行うことができるよう環境整備を行い、障害者スポーツの推進を図っていきます。

④⁷ 障害者スポーツの参加機会の充実

誰でも楽しめる障害者スポーツが体験できるイベントを検討・実施します。

④⁸ パラスポーツ指導員 *（初級）養成講習会の実施

障害のある人が安心してスポーツ活動に参加できるよう、パラスポーツ指導員（初級）を養成します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
④⁷ 障害者スポーツの参加機会の充実(スポーツ振興課)	実施		
④⁸ パラスポーツ指導員(初級)養成講習会の実施(スポーツ振興課)	実施		

取組 25 障害者の芸術文化活動の推進

障害のある人から応募のあった美術作品を展示する「障がい者アート展」の実施等により、障害のある人の芸術文化活動への参加の機会を提供するとともに、障害理解の促進を図ります。また、身近な場所で芸術に触れることができる場の確保に取り組みます。

④⁹ 障がい者アート展の充実

障がい者アート展において、イベント内容の充実や周知方法を工夫することで、来場者を増加します。

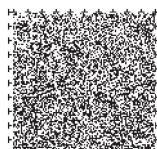
実施策	R4(2022)年度※ 現状	R8(2026)年度※ 目標
④⁹ 障がい者アート展の充実(文化・交流課)	来場者 2,081人	来場者 3,000人

※障害者アート展は4年おきに開催しているため、開催年度の来場者数を現状・目標値とする

⑤⁰ 芸術文化活動の鑑賞機会の充実

アウトリーチプログラム * の実施による身近な場所で芸術鑑賞できる機会の確保などにより、鑑賞機会の拡充を図ります。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑤⁰ 芸術文化活動の鑑賞機会の充実(文化・交流課)	実施		



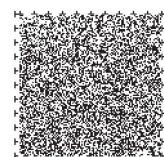
取組 26 障害のある人のための学習機会の提供

知的障害のある人を対象に、自主的に社会に参加し、より豊かな生活を送るための力が身につくような学習機会を提供します。

⑤ 学習機会の提供

知的障害のある人が主体的に学習に参加していくよう、参加者に応じた学習方法を工夫しながら実施します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑤ 学習機会の提供(生涯学習課)	実施		



現状と課題

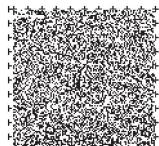
障害のある人への就労に関する支援については、目黒障害者就労支援センター、就労移行支援事業所、ハローワーク、特別支援学校^{*}等が連携し、就労に必要な知識や技術の習得等の支援を行っています。目黒障害者就労支援センターでは、就労アセスメントや職業評価（実習）による、一人ひとりに合った働き方の実現に向けた支援を行っており、利用登録者数は年々増加しています。今後は、障害者の法定雇用率引き上げをはじめとした就労に関する各種制度改正が予定されており、障害のある人や事業者等からの就労に関するニーズはより増加、多様化していくことが見込まれ、これらに適切に対応していく必要があります。また、障害のある人の一般就労の拡大に伴い、雇用先との様々な問題等の増加も見込まれることから、事業者に向けた障害理解の取組も一層推進していく必要があります。

福祉的就労については、令和3年度に区内2店目となる福祉の店を開店するなど、自主生産品の販路拡大、工賃向上に向けた支援を行っています。年間工賃総額は、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時減少したものの、現在は回復傾向にあります。今後は、利用者の高齢化・障害の重度化に伴い、就労継続支援施設における作業内容の工夫と工賃向上の双方の課題に対応していく必要があります。

区においては法定雇用率の達成に向けた常勤職員としての採用に加え、令和4年度より会計年度任用職員で障害のある人を対象としたオフィス・サポーター^{*}の採用も開始し、更なる就労の促進を行っています。

施策の方向性

- 就労を希望する障害のある人や事業者等からの相談等の増加を見据え、区の就労支援の中心となる目黒障害者就労支援センターの体制強化を図るとともに、各関係機関の連携を強化し、地域全体で障害者就労の促進を図ります。また、就労後に生じる様々な問題等について障害者本人と雇用先である事業者が、相互理解のもと自己解決を図ることができるよう、就労後の定着支援や、障害理解に向けた取組を進めます。
- 各事業所と連携した福祉の店の運営、区主催行事や区有施設等での販売機会を確保するとともに、販売を通じて各施設の自主生産品の魅力を伝えていくことで、就労継続支援B型事業所を中心とした就労支援施設の継続的な工賃向上を目指します。
- 引き続き、法定雇用率の達成に向けて取り組むとともに、障害のある職員が長く勤務し続けることができる職場体制の充実を図っていきます。



主な取組

取組 27 障害のある人の一般就労の促進

区の就労支援事業の委託先である目黒障害者就労支援センターの体制強化や、各関係機関の連携強化に向けて取り組みます。また、就労後の職場定着に対する支援等により、障害のある人と事業所の相互理解の促進を図るなど、障害理解に向けた取組を進めます。

⑤② 目黒障害者就労支援センターの体制強化

目黒障害者就労支援センターの体制強化に向けた取組を検討して実施します。

⑤③ 地域開拓の促進

障害者雇用に取り組む企業の新規開拓や雇用後の継続的な助言・支援等を行います。

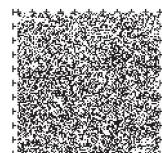
⑤④ 関係機関の連携強化

地域促進コーディネーターが中心となり、区内障害者就労関係機関の連携強化を図り、地域の障害者就労を促進します。

⑤⑤ 障害者雇用の周知・啓発

地域住民・企業に向けた障害者雇用の啓発・促進を行う就労促進フェアを開催します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑤②目黒障害者就労支援センターの体制強化(障害施策推進課)	検討	実施	▶
⑤③地域開拓の促進(障害施策推進課)	実施	▶	▶
⑤④関係機関の連携強化(障害施策推進課)	実施	▶	▶
⑤⑤障害者雇用の周知・啓発(障害施策推進課)	実施	▶	▶



取組 28 福祉的就労における工賃向上

自主生産品の開発や魅力の発信に向けた取組や共同販売を行うなど、販路拡大を図り、工賃向上に取り組みます。

⑯ 目黒区平均工賃月額の向上に向けた取組

前年度平均額より増加していくことを目標に、受注作業の仲介等を行います。

⑰ 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の周知

障害者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、区職員への効果的な周知を行うとともに、実績を公表します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑯ 目黒区平均工賃月額の向上に向けた取組(障害施策推進課)	実施		
⑰ 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の周知(障害施策推進課)	実施		

取組 29 障害のある人の区職員採用の促進及び採用後の活躍推進のための支援

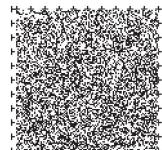
目黒区障害者活躍推進計画に沿って、障害のある人の区職員採用の促進はもとより、採用後の活躍推進のための支援に取り組みます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
⑲ 法定雇用率の達成(人事課)	2.26%	3%

⑲ 障害のある職員の活躍推進に向けた取組

オフィスサポーター制度の更なる周知等により、障害のある職員の活躍を推進します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑲ 障害のある職員の活躍推進に向けた取組(人事課)	実施		



基本目標 3

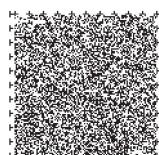
ライフステージや障害特性に応じた 自立への支援の充実



施策⑩ 障害福祉サービスの質の確保・向上

施策⑪ 障害特性に応じた支援

施策⑫ 障害児支援体制の充実



現状と課題

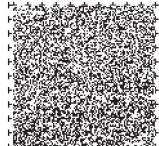
将来にわたって安定して質の高い障害福祉サービス等を提供していくためには、それを担う人材の確保・定着・育成は重要な課題です。他の福祉サービスと同様に、障害福祉分野においても人材の確保が困難な状況が継続しています。

区では、めぐろ福祉しごと相談会の開催や事業者の研修受講費用助成など、様々な支援を行っていますが、人材の確保・定着・育成のためには、障害福祉の仕事の魅力の発信や、職場環境の改善、事務の効率化など、区と事業者がより一層連携して取り組んでいく必要があります。

障害福祉サービスの質を高める取組として、保健福祉サービス苦情調整委員制度を設け、保健福祉サービス利用者からの苦情に対して、第三者としての立場から公平、適切、迅速に対応することによって、保健福祉サービス利用者の権利と利益の保護を図るとともに、事業者、関係機関等に対する調査等を行っています。また、区内事業所が事業の運営を円滑に行い、サービスの質の確保と適正な給付が行われるよう、指導検査を実施しています。今後も指導内容等の充実を図りながら、障害福祉サービスの更なる質の向上に向けて取り組んでいくことが重要です。

施策の方向性

- 事業者と連携した障害福祉の仕事の魅力の発信強化に取り組みます。また、開始から一定期間が経過している事業について、事業者のニーズ等について改めて検証等を行い、より効果的な取組としていきます。
- 人材不足により新たな相談の受け入れが困難な状況が継続しているなど、人材の確保が喫緊の課題となっている相談支援事業所については、職場環境の改善、事務の効率化など、事業者との連携を一層強化し、人材の確保に向けた取り組みを進めます。
- 少子・高齢化の進展により、人材不足の問題は福祉分野全体で一層深刻となることが見込まれるため、介護・高齢者・障害者など、従来の制度・分野の枠を超えた人材の確保・育成について検討します。
- 指導検査・監査の実施にあたっては、公平性の確保に努めながら、指導内容の一層の充実を図り、指導効果を更に高めることにより、サービスの質の向上を促進します。



主な取組

取組 30 ➡ 人材の確保・定着・育成

めぐろ福祉しごと相談会における障害福祉の仕事の魅力の発信や、開始から一定期間が経過している事業（民間障害福祉サービス従業者養成研修事業及び障害者グループホーム等職員宿舎借上げ支援事業）について、事業者ニーズの検証等により効果的な事業展開を検討します。

⑥① めぐろ福祉しごと相談会開催内容の充実

障害福祉における仕事の魅力発信・強化を図る取組を検討して実施します。

⑥② 民間障害福祉サービス従業者養成研修事業及び障害者グループホーム等職員宿舎借上げ支援事業の見直しに向けた検討

事業の効果や事業者ニーズの検証等による見直しの検討及び検討結果を踏まえた取組を実施します。

⑥③ 相談支援事業所の人材確保・定着・育成に向けた取組

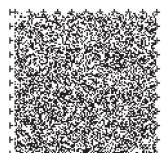
相談支援事業所と連携した人材確保に向けた取組を検討して実施します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑥① めぐろ福祉しごと相談会開催内容の充実(障害施策推進課・高齢福祉課)	検討	実施	
⑥② 民間障害福祉サービス従業者養成研修事業及び障害者グループホーム等職員宿舎借上げ支援事業の見直しに向けた検討(障害施策推進課)	検討	実施	
⑥③ 相談支援事業所の人材確保・定着・育成に向けた取組(障害施策推進課・障害者支援課)	検討	実施	

取組 31 ➡ 保健福祉サービスの質の確保・向上

保健福祉サービスに関する苦情等を中立的な立場で受け、保健福祉サービス利用者の権利と利益の保護を図るとともに、事業者、関係機関等に対する調査を実施し、勧告等を行うことにより、提供される保健福祉サービスの質の向上を図ります。

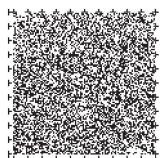
実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑥④ 保健福祉サービス苦情調整委員制度の実施(健康福祉計画課)	実施		



取組 32 ➔ 事業者指導・監査の実施

制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点から事業者に対する実地検査を実施し、法令・基準条例等の違反や自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、監査を実施します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑥ 実地指導の実施(健康福祉計画課)	実施		



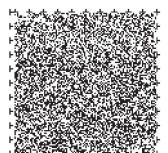
コラム⑥ 福祉人材の確保に取り組んでいます

福祉分野に共通する人材不足の課題解決に向けて、区では、区内障害福祉サービス事業所及び介護事業所、ハローワーク等と連携して、合同の採用相談会を年2回開催しています。



相談会では、事業所による福祉のしごとの魅力等の発表や個別相談を行っています。毎回延50名程度が来場し、各事業所の相談ブースでは多くのかたが熱心に話を聴かれている姿が見られます。令和4年度には相談会をきっかけに15名のかたが採用に至りました。

今後も事業所をはじめとした関係者と協力し、相談会を通じて多くのかたに福祉のしごとの魅力を知っていただき、福祉人材の確保につなげていきます。



現状と課題

障害には様々な種類があり、障害特性に応じた専門的な相談や支援が求められています。

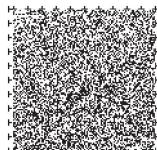
発達障害 * のある人への専門的な支援機関である「発達障害支援拠点ばると」では、相談支援や当事者活動など、全ての年齢に対応した切れ目のない支援を行っています。相談件数は年々増加しており、更なる事業の充実や、関係機関との連携が必要です。

目黒区高次脳機能障害者支援センターでは、総合的な相談支援や日中活動の支援等を行っています。高次脳機能障害 * は外見では分かりにくく、誤解されやすい傾向にあり、障害特性について周知・啓発が必要です。

強度行動障害 * については、その障害特性から家庭や地域での生活の困難さについて相談が寄せられており、家族の心身の疲弊や精神的負担から家庭生活の崩壊、障害者虐待などの局面に発展することも少なくありません。このため、地域全体でより適切な支援が行えるよう、支援体制の整備を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 発達障害支援拠点においてアウトリーチによる相談支援や、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを対象としたペアレントプログラム * などの事業の充実を図り、支援の幅を広げていきます。
- 高次脳機能障害について、区民の障害理解促進に取り組むほか、支援者向けの講演会や勉強会の実施等により、障害特性への理解を深めていきます。
- 強度行動障害のある人について、支援ニーズの把握や実態把握を行い、支援体制の整備に向けた取組を進めます。



主な取組

取組 33 → 発達障害支援事業の充実

発達障害支援拠点において、ひきこもり^{*}の状態にある人等への訪問相談や学童保育クラブ等に対する巡回相談などのアウトリーチによる相談支援を行います。また、ペアレントプログラムの実施により家族支援の充実に取り組みます。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑥5 アウトリーチによる相談支援の実施(障害者支援課)	新規実施		
⑥6 ペアレントプログラムの実施(障害者支援課)	検討	実施	

取組 34 → 高次脳機能障害のある人への支援

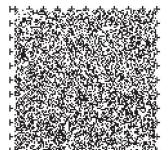
目黒区高次脳機能障害者支援センターにおいて、全年齢に対する総合的な相談支援や講演会など普及啓発活動を実施します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑥7 高次脳機能障害の周知啓発(障害者支援課)	実施		

取組 35 → 強度行動障害のある人の支援体制整備

福祉サービス事業所・特別支援学級・障害者団体等の関係機関へのアンケート調査及びヒアリングによる支援ニーズの把握や、困難事例など事例検討による実態把握を行い、課題の整理及び必要な支援体制を検討します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑥8 支援体制の整備(障害者支援課)	実態調査	検討	



現状と課題

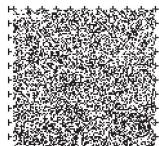
目黒区児童発達支援センターでは、児童福祉法に基づく児童発達支援や障害児相談支援を実施しており、利用者は年々増加の一途をたどっています。また、令和2年度からは保育所等訪問支援^{*}を開始して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行っています。令和4年に改正された児童福祉法では、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核的役割を担う機関として明確化され、今後は、地域資源を重ね合わせた支援体制を整備する中核として機能することがより一層求められています。

医療的ケアが必要な児童等に対する支援では、「重症心身障害児^{*}通所支援事業所あいりいす」における就学前及び就学後の療育の提供のほか、保育園や児童館における支援体制の充実や保育環境の整備を進めています。また、医療的ケア児支援関係機関協議会を設置し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議及びネットワークの構築を図っています。医療的ケア児が地域で安心して暮らしていくためには、今後も支援体制の更なる充実に向けた取組を進めていく必要があります。

区では、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備しています。学校教育においては、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくことが求められています。

施策の方向性

- 目黒区児童発達支援センターにおいて、障害のある児童と家族が、地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を提供するとともに、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図っていくための体制強化に向けた取組を進めます。また、発達障害支援拠点等の地域の事業所との関係性の構築、連携の強化を図ります。
- 重症心身障害児（医療的ケア児を含む）及びその家族への支援に関する、人材確保や施設整備などの様々な課題について、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議を行い、連携の強化を図りながら、支援体制の充実に向けて取り組んでいきます。
- 児童館・学童保育クラブにおいては、引き続き障害のある児童の受け入れを実施し、地域の子どもたちと共に認め合い育ちあえる豊かな生活の場を提供します。また、障害児保育に関する職員の研修や、専門指導員による巡回指導等により、インクルーシブ保育の充実に取り組んでいきます。
- 区立学校・園における校内支援体制の整備や心のバリアフリーの推進、特別支援教育の専門性をもつ教員の育成、小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実等、インクルーシブ教育システム^{*}の構築に向けた特別支援教育を推進していきます。



主な取組

取組 36 児童発達支援センターの機能強化

目黒区児童発達支援センターに求められる中核的な機能を踏まえた体制の強化を図りながら、相談支援体制の充実、区内障害児通所支援事業所との関係性の構築・連携強化を目的とした場を創設します。また、地域の支援力向上に向けた区内事業所等合同学習会を実施します。

⑥⁹ 相談支援体制の強化

相談支援専門員の増員や相談受付時のシステム化等、相談体制強化のための対策を進めます。

⑦⁰ 関係機関の連携及び情報共有・発信の強化

関係機関の連携及び情報共有・発信の強化に向けた場の創設及び定期的な運営に取り組みます。

⑦¹ 地域の障害児関係事業所の支援力向上

区内事業所等との合同学習会を実施し、地域全体で支援力の向上を図っていきます。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑥⁹ 相談支援体制の強化(障害者支援課)	検討		実施
⑦⁰ 関係機関の連携及び情報共有・発信の強化(障害者支援課)	検討	新規実施	
⑦¹ 地域の障害児関係事業所の支援力向上(障害者支援課)	実施		

取組 37 重症心身障害児（医療的ケア児を含む）及びその家族への支援

医療的ケア児支援関係機関協議会において、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による支援体制の充実に向けた協議を行います。また、重症心身障害児を介護する家族への支援として、在宅レスパイト * 事業を実施するとともに、地域における医療的ケア児に対する支援体制整備の促進と安定的な事業運営を図るための補助制度について検討します。

⑦² 医療的ケア児支援関係機関協議会の開催

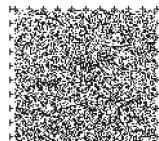
保健・医療・福祉・教育等の関係機関が様々な課題について協議するとともに連携の強化を図ります。

⑦³ 在宅レスパイト事業の実施

在宅で重症心身障害児者等を介護している家族等の負担軽減を図るために、家族等が行っている医療的ケアを訪問看護師が一定時間代替する在宅レスパイト事業を実施します。

⑦⁴ 支援体制の強化

医療的ケア児及び重症心身障害児放課後等支援における体制の強化に向けて、補助制度の創設に向けて取り組みます。



実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑦ 医療的ケア児支援関係機関協議会の開催(障害者支援課)	実施		
⑧ 在宅レスパイト事業の実施(障害者支援課)	実施		
⑨ 支援体制の強化(障害者支援課)	検討	新規実施	

取組 38

保育園・児童館・学童保育クラブでの障害児の受け入れ

障害のある児童を保育園・児童館・学童保育クラブにおいて受け入れるとともに、インクルーシブ保育の充実に向けて取り組んでいきます。

⑤ 障害児保育に関する支援の質の向上

障害児保育に関する専門的な知識及び保育力の向上に向けた研修を実施します。

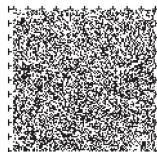
⑥ 保育内容の充実に向けた取組

各保育所への訪問支援を行い、個別に支援を必要とする児童のより良い発達をめざし、個々のケースについて具体的な指導を行い、保育内容の充実を図ります。

⑦ 関係機関の連携強化

障害児の受入れにあたっては、児童とその保護者の支援が適切に行われるよう、関係機関との連携を更に強化します。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑤ 障害児保育に関する支援の質の向上(保育課)	実施		
⑥ 保育内容の充実に向けた取組(保育課)	実施		
⑦ 関係機関の連携強化(子育て支援課)	実施		



取組 39 インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進

共生社会の実現及び障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共にいきいきと学ぶことができるよう、教職員、児童・生徒、保護者・区民への理解啓発を継続的に実施しつつ、交流及び共同学習の充実を図ります。

また、目黒区特別支援教育推進計画（第四次）の評価・検証を踏まえた新たな計画を策定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を更に進めていきます。

実施策	R4(2022)年度 現状	R8(2026)年度 目標
⑦ 特別支援教育に関する校内研修実施校の割合の増加(教育支援課)	48%	80%以上

⑨ 特別支援教育講演会の実施

保護者や区民を対象とした特別支援教育に関する講演会を開催し理解啓発を図ります。

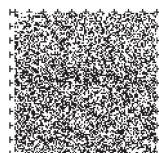
⑩ 特別支援学級設置校での交流及び共同学習実施体制整備

交流及び共同学習の重点指定校を指定し、指導主事による継続的な指導・支援を実施します。

⑪ 目黒区特別支援教育推進計画（第五次）の策定・実施

目黒区特別支援教育推進計画（第四次）の評価・検証を踏まえた新たな計画を策定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を更に進めていきます。

実施策	R6(2024) 年度	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度
⑨ 特別支援教育講演会の実施(教育支援課)	実施		
⑩ 特別支援学級設置校での交流及び共同学習実施体制整備(教育支援課)	実施		
⑪ 目黒区特別支援教育推進計画(第五次)の策定・実施(教育支援課)	策定	実施	



コラム7 児童発達支援センターって何だろう？

児童発達支援センターは、発達に心配や偏りがみられる児童や障害のある児童とその保護者の方へ、馴染みのある身近な地域で支援を提供する、地域の障害児支援の中心的な役割を担っている施設です。

区内には、目黒区児童発達支援センターすぐすぐのびのび園があります。

目黒区児童発達支援センターは、就学前の幼児を対象に、子どもたちが定期的に通って自立に必要な技能や知識などの習得や、日常生活に必要な基本動作、集団生活に対応していくための療育を行う「児童発達支援事業」や、18歳になるまでの発達に支援の必要な子どもと保護者の方からの様々な相談を受けている「相談支援事業」、また、保育所や幼稚園、学校などの施設を訪問し、集団生活へ対応するための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援事業」を行っています。

子どもたちの健やかな成長を願い、子育てのサポートを行っている様々な支援機関とつながりを持って、子どもたちやその家族の方への支援、事業所への支援を行っています。



▲サーキットルーム



▲集団療育で使用している教材

